高齢者ケアセンターゆらぎ

ご利用料金表
（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

令和４年１月１日現在

1 基本料金

（１）訪問リハビリテーション・基本料金 ＜１回につき＞

基本料金	負担額（円）			備　　考
	１割	２割	３割	
訪問リハビリテーション費	332	664	997	１回20分以上、1週に６回を限度 退院・退所日から起算して３カ月以内は週12回まで

（２）介護予防訪問リハビリテーション・基本料金 ＜１回につき＞

基本料金	負担額（円）			備　　考
	１割	２割	３割	
介護予防 訪問リハビリテーション費	332	664	997	１回20分以上、1週に６回を限度 退院・退所日から起算して３カ月以内は週12回まで

2 サービス加算料金

（１）訪問リハビリテーション （要介護）

サ　ー　ビ　ス　項　目	負担額（円）			備　考
	１割	２割	３割	
短期集中リハビリテーション実施料	216	433	649	１日につき
リハビリテーションマネジメント料(A)イ	194	389	584	１月につき
リハビリテーションマネジメント料(A)ロ	230	461	692	〃
リハビリテーションマネジメント料(B)イ	487	974	1,462	〃
リハビリテーションマネジメント料(B)ロ	523	1,046	1,569	〃
事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合(減算)	-55	-109	-163	１回につき
移行支援料	18	36	55	１日につき
サービス提供体制強化料（Ⅰ）	6	12	19	１回につき

（２）介護予防訪問リハビリテーション （要支援）

サ　ー　ビ　ス　項　目	負担額（円）			備　考
	１割	２割	３割	
短期集中リハビリテーション実施料	216	433	649	１日につき
事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合(減算)	-55	-109	-163	１回につき
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合（減算）	-6	-11	-17	〃
事業所評価料	129	259	389	１月につき
サービス提供体制強化料（Ⅰ）	6	12	19	１回につき

3 その他の料金について

通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費については、実費を徴収させていただきます。
（実施地域は、さいたま市内の西区、大宮区、北区、中央区、桜区、浦和区の区域になります。）